

滋賀県がん診療連携協議会部会運営要領

(目的)

第1条 滋賀県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)設置要綱(平成21年3月13日制定)第7条第2項の規定に基づき、滋賀県がん診療連携協議会の部会(以下「部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織および所掌事項等)

第2条 協議会の所掌する事項を分掌するため、次のとおり協議会に部会を設置し、部会長および副部会長を担当する病院(以下「部会長病院」および「副部会長病院」という。)を定める。

名称	担当事項	部会長病院	副部会長病院
相談支援部会	(1)相談支援の提供体制に関すること (2)患者・家族が必要とするがん診療に関する情報の集約・共有・広報に関すること (3)がん患者に対する生活・療養の相談に関すること (4)希少がん、妊よう性温存情報の提供に関すること (5)その他相談支援に関すること	県立総合病院	大津赤十字病院 市立長浜病院
地域連携部会	(1)がん診療に関する地域連携クリティカルパスの作成に関すること (2)がん診療に関する地域連携クリティカルパスの運用・周知・評価に関すること (3)地域におけるがん診療連携に係る情報共有に関すること (4)その他地域連携に関すること	大津赤十字病院	滋賀医科大学 医学部附属病院 県立総合病院
がん登録推進部会	(1)院内がん登録情報の精度管理に関すること (2)院内がん登録情報の分析・評価・活用に関すること (3)院内がん登録実務者の育成に関すること	県立総合病院	滋賀医科大学 医学部附属病院 大津赤十字病院
診療支援部会	(1)がん診療連携拠点病院等のがん診療に関する機能分担の評価に関すること (2)がん医療の質の向上に向けたアウトカム評価に関すること (3)高度医療の推進に関すること(がん	滋賀医科大学 医学部附属病院	大津赤十字病院 県立総合病院

	治療に関する治験・臨床試験を含む) (4)その他診療支援に関すること		
研修推進部会	(1)がんに関わる医療人の育成に関する こと (2)がんに関する教育・研修の企画・調 整・広報等に関すること (3)がん診療連携拠点病院等が実施する 各種研修等の推進・調整に関すること (ただし、他の部会の所管に関するもの を除く) (4)その他研修に関すること	滋賀医科大学 医学部附属病院	大津赤十字病院 県立総合病院
緩和ケア推進部会	(1)緩和ケアの提供体制に関すること (2)地域における緩和ケアに係る情報共 有に関すること (3)がん医療に携わる医師を対象とした 緩和ケアに関する研修計画の作成に関 すること (4)その他緩和ケアに関すること	県立総合病院	公立甲賀病院 彦根市立病院

2 部会員は、協議会の会員が所属する組織から会員が推薦する者を協議会会長が指名する。ただし、部会長の推薦に基づき協議会会長が必要と認める場合は、会員組織に属する者以外の者を加えることができる。

(部会長等)

第3条 各部会に部会長および副部会長を置く。

- 2 部会長および副部会長は、それぞれ部会長病院および副部会長病院に所属する部会員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の議長となり、会務を総理する。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

- 2 部会は、部会員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 4 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 部会の運営上必要がある場合、部会長は、部会にワーキンググループを置いて所掌事項の一部を所掌させることができる。
- 6 部会長は、部会の開催後速やかにその結果を協議会会長に報告するものとする。

(事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、事務局を各部部长が所属する病院に置く。

2 部会の事務は部部长病院が処理するものとするが、部会における資料作成等の事務作業は部会員が公平に負担し、部部长病院に負担が偏らないよう運営するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成21年3月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。